

「野庭住宅・野庭団地における創造界隈拠点コンセプト検討業務委託」  
受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「野庭住宅・野庭団地における創造界隈拠点コンセプト検討業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務の実施体制
- (4) 当該業務に関わる具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績
  - (2) 実施体制
  - (3) 提案内容
    - ① 本業務の趣旨及び目的を的確に理解しているか
    - ② 実現性の高い提案であるか
    - ③ 適切なスケジュール管理が提案されているか
    - ④ 創造界隈拠点形成に向けたコンセプト検討や取組提案の手法に具体性があるか
    - ⑤ 地域を巻き込む企画について効果がある内容となっているか
  - (4) ヒアリング
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長　　にぎわいスポーツ文化局総務課企画調整担当課長

副委員長　にぎわいスポーツ文化局文化振興課長

委員　　にぎわいスポーツ文化局創造都市推進課担当課長

都市整備局都市デザイン室長

建築局市営住宅課担当課長

港南区区政推進課長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果をにぎわいスポーツ文化局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和7年6月25日から施行する。